

令和7年度 浅香山中学校いじめ防止対策基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

※いじめ防止対策推進法より

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という考え方を基本として対応する。

- (1) 生徒同士のトラブルを、単に「けんか」や「ふざけあい」と見るのではなく、背景にある事情を把握し、生徒の被害性に着目していじめに該当するか判断していく。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (4) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. いじめ未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して改善充実を図る。
- (6) 子ども理解や発達課題等に関する教員研修を充実し、特に配慮が必要な生徒に対する支援やいじめ相談体制の整備及び点検を行い、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 教育相談を通じて、生徒一人ひとりの心身の状態を把握する。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書等で発散したり、誰かに相談したりすることなど、ストレス発散方法を伝える。

3. いじめ早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。 (アンケート調査、生活ノート、教育相談等)
- (2) 子どもの行動を注視する。 (休み時間・放課後等)
- (3) 保護者と情報を共有する。 (電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。 (地域行事への参加、関係機関との連携等)

4. いじめ早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことのないように、いじめ対策委員会に報告するなど、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめを行った子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. いじめアンケート調査の実施

7月・12月・3月と学期に1回、年間計3回いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が発生したときには必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. いじめの防止等の対策のための組織について

管理職、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭を構成員とし、「いじめ対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の参加も検討するなど、実態に応じ、いじめの防止、解決に向けた取組の工夫改善に努める。いじめが起こった際は学年主任や担当教員など構成員については柔軟に対応する。

7. いじめに対する措置

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、校長または生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会によって情報を共有し方針を協議・決定する。
- (2) 当該学年が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとり、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学や・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等外部専門家が参加し対応する。また、いじめ問題への対応として、校内研修を実施する。
- (5) いじめの解消については、いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいることと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないという要件を満たす必要がある。

8. 重大事態への対応について

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、事実確認後、徹底した調査に努める。生徒指導主事を中心に調査組織を作り、詳細に事実を把握する。いじめを受けた生徒及びその保護者に適切な情報を提供する。また、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

9. ネット上のトラブル対応について

SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、1年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブル未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するよう保護者に確認をした上で指導する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに保護者に確認をとって堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

10. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 冗談や悪ふざけ等、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保する。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(傍観者への対応)
- (6) 学校評価においては、「学校力向上プラン」にいじめの項目を位置づけ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ改善に取り組む。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

いじめ防止に関する年間指導計画

月	学校行事等	いじめ防止や人権教育に関する取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等
4	入学式 始業式 教育相談	・いじめ対策委員会（毎月） ・クラスづくり ・教育相談	・特別活動 ・総合	・管理職、 ・生徒指導 ・担当学年 ・担任	・S C
5	中間テスト 1，2年校外学習	・家庭訪問 ・人権教育講演	・道徳	・担任 ・生徒指導主事	
6	3年修学旅行 2年職業講話 健全育成協議会 総会		・道徳 ・総合	・担任 ・生徒指導主事	
7	期末テスト 2年職場体験 保護者懇談会 終業式	・いじめアンケート ・アンケートを集計し、今後の対策を検討する ・非行防止教室 ・人権教育講演	・道徳	・生徒指導主事 ・人権担当	・指導主事 ・警察署
8	夏季休業 始業式	・生徒会のつどい ・人権教育講演	・道徳	・生徒会主担 ・人権担当	
9	堺市総体			各部活動顧問	
10	中間テスト 体育大会		・保健 体育	・担当学年	・PTA
11	文化活動発表会 3年進路懇談会 小中交流 ちびっこ広場	・ネットいじめ防止プログラム ・助産師，保健師による講話（命の大切さについて） ・乳幼児とのふれあい体験学習	・総合 ・道徳 ・家庭科	・担当学年 ・養護教諭	・助産師 ・PTA
12	期末テスト 校外学習 保護者懇談会 終業式	・いじめアンケート ・アンケートを集計し、今後の対策を検討する		・生徒指導主事	・指導主事
1	始業式 3年学年末テスト				
2	3年私学入試 3年公立特別入試 1年スキー実習	・学校教育アンケート		・管理職	
3	1.2年学年末テスト 3年公立一般入試 卒業式 修了式	・いじめアンケート ・アンケートを集計し、来年度に向けて課題を再確認する ・学校評価	・特別活動	・生徒指導主事 ・生徒指導委員会 ・管理職	・指導主事